

「SDG s 未来都市富士市」ロゴマークの取扱いに関する基準

(趣旨)

第1条 この基準は、SDG s 未来都市の実現に向け、本市のSDG s (持続可能な開発目標)推進のシンボルとして、市民に広く普及し、及び啓発する目的で制作した「SDG s 未来都市富士市」ロゴマーク(以下「ロゴマーク」という。)の使用その他の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(使用の制限)

第2条 本ロゴマークは、次の各号のいずれかに該当する用途に利用してはならない。

- (1) 法令又は公序良俗に反する用途
- (2) 選挙活動又は宗教活動に使用する用途
- (3) 富士市暴力団排除条例(平成24年富士市条例第2号)第2条第1号に掲げる暴力団の利益になると認められる用途
- (4) 本市及びSDG s 未来都市の信用及び品位を損なうおそれがある用途
- (5) 営利を主な目的として使用する用途
- (6) その他市長が適当でないと認める用途

2 前項第5号について、富士市SDG s 未来都市推進企業等登録制度の登録を受けた者が、富士市SDG s 共想・共創プラットフォームにおけるプロジェクトとして創出した製品の包装等については使用することができる。ただし、あらかじめ市長にその使用を申し出ることとする。

(利用者と報告)

第3条 ロゴマークは、本市、富士市SDG s 未来都市行動宣言を行った者、次に掲げる者及び市長が特に必要と認めた者が利用できる。

- (1) 報道機関(報道目的の利用に限る。)
- (2) マスメディア等(富士市のSDG s 取組の紹介に限る。)

2 ロゴマークを使用した者は、市長が別に指定する電磁的記録による方法又はロゴマーク使用報告書(様式)により、市長に報告しなければならない。

(遵守事項)

第4条 ロゴマークを使用するもの(以下「使用者」という。)は、ロゴマークの使用に当たっては、信義に基づき誠実に使用するとともに、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 「「SDG s 未来都市富士市」ロゴマークデザインガイド」に従って使用する

ること。

(2) 意匠法（昭和34年法律第125号）に基づく意匠の登録、商標法（昭和34年法律第127号）に基づく商標の登録及び知的財産に関する一切の権利を設定又は登録しないこと。

（使用状況報告）

第5条 市長は、ロゴマークの使用状況について、適時、報告を求めることができるものとする。

（使用料）

第6条 ロゴマークの使用料は無料とする。

（使用差止）

第7条 市長は、使用者がこの基準に違反したときは、当該利用を差し止めさせるものとする。この場合において、ロゴマークの使用者に損害が生じても、市長はその責めを負わない。

（その他）

第8条 この基準に定めるもののほか、ロゴマークの使用に関し必要な事項は、市が別に定める。

附 則

この基準は、令和3年3月19日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年12月7日から施行する。

様式

ロゴマーク使用報告書

令和 年 月 日

(宛先) 富士市長

申請者 住 所

氏 名

電話番号

「SDGs 未来都市富士市」ロゴマークの使用に関する基準第3条第2項の規定により、下記のとおり報告します。なお、使用に当たっては、同基準を遵守しています。

記

使用目的					
使用方法・内容 ※イメージ図等は、別紙を添付しても構いません。					
使用期間		年 月 日から 年 月 日			
申請者	宣言番号				
	担当者連絡先	担当者		部 署	
		E-mail			